

証券コード 7126  
2022年10月11日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町三丁目5番1号  
タ ン ゴ ヤ 株 式 会 社  
代表取締役社長 田 城 弘 志

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月25日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第75期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tangoya.co.jp/ir/>）に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tangoya.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年8月1日から)  
(2022年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種が進んだことで一時感染者数も減少に転じ、社会活動や個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株の感染が再拡大するなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

加えて、長期化するウクライナ情勢の影響による世界的な資源価格の高騰や日米の金利差拡大を背景とした急激な円安の進行による物価上昇圧力の高まりなど、今後、消費マインドの下押し要因となる可能性が危惧されております。

当社が属するオーダースーツ業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの悪化やリモートワークなど働き方の変化によるスーツ需要の落ち込み等の影響は大きく、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社におきましては、「Enjoy Order すべてのお客様にオーダーメイドを楽しんでいただく」のコンセプトのもと、アフターコロナを見据えた新規出店や新たなオーダー商品の開発等に取り組んでまいりました。

まず、新規出店といたしましては、2021年10月に「GINZA Global Style COMFORT 名古屋広小路通り店」、「GINZA Global Style COMFORT 神戸三宮店」の2店舗を出店し、2022年3月に「GINZA Global Style グランフロント大阪店」、4月には「GINZA Global Style COMFORT 広島パルコ新館店」を出店いたしました。当該店舗の出店は、同地域での更なる新規顧客の獲得を加速させると同時に、顧客利便性の向上に大きく寄与しております。

上記新規出店等を含め、当事業年度末の店舗数は30店舗となりました。

また、新たなオーダー商品の開発状況といたしましては、コーディネート商品としてオーダーニットやレディスオーダーコート、キッズ・ジュニアオーダースーツ等も新たに商品ラインナップとして加え、フェアの開催などによる積極的な販売促進施策を実行いたしました。

以上のような取り組みの結果、売上高につきましては、9,093百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、新規出店に伴う地代家賃やWEB広告施策実施による広告宣伝費等が増加したことから4,303百万円（同7.8%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益548百万円（同77.7%増）、経常利益559百万円（同75.0%増）、当期純利益343百万円（同40.4%増）となりました。

なお、当社はオーダースーツの販売店舗を運営する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ②販売実績

事業部門別の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門の 名称	第74期 (2021年7月期) (前事業年度)		第75期 (2022年7月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
G S 営業部	7,829百万円	94.0%	8,642百万円	95.0%	813百万円	10.4%
TANGOYA営業部	392	4.7	397	4.4	5	1.5
その他	105	1.3	52	0.6	△52	△49.8
合計	8,326	100.0	9,093	100.0	767	9.2

### ③設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、10億8百万円であります。

その主なものは、新規出店4店舗及び既存店1店舗の改装、賃貸用不動産の購入であります。

なお、当事業年度における新規出店等の状況は、次のとおりであります。

	業態・店舗名	出店日・改装日・退店日
新規出店	オーダースーツ販売 GINZA Global Style COMFORT 名古屋広小路通り店	2021年10月23日
	オーダースーツ販売 GINZA Global Style COMFORT 神戸三宮店	2021年10月23日
	オーダースーツ販売 GINZA Global Style グランフロント大阪店	2022年3月12日
	オーダースーツ販売 GINZA Global Style COMFORT 広島パルコ新館店	2022年4月28日
改装	オーダースーツ販売 GINZA Global Style 名古屋セントラルパーク店	2022年3月16日
退店	オーダースーツ販売 TANGOYA 広島並木通り店	2022年4月17日

### ④資金調達の状況

当事業年度中に、当社は取引銀行7行と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結（極度額1,850百万円）しておりましたが、これらの契約を解約し、新たに取引銀行6行と当座貸越契約（極度額4,000百万円）を締結しております。

また、246百万円の自己株式の処分、100百万円の私募債を発行、600百万円の長期借入をいたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (2019年7月期)	第 73 期 (2020年7月期)	第 74 期 (2021年7月期)	第 75 期 (当事業年度) (2022年7月期)
売上高 (百万円)	9,720	9,017	8,326	9,093
経常利益 (百万円)	632	257	319	559
当期純利益 (百万円)	537	184	244	343
1株当たり当期純利益 (円)	397.43	140.29	185.46	231.66
総資産 (百万円)	5,397	6,069	5,798	6,681
純資産 (百万円)	683	815	1,041	1,605
1株当たり純資産額 (円)	518.57	618.86	790.32	1,046.47

### (3) 対処すべき課題

オーダースーツ業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの悪化やリモートワークなど働き方の変化によるスーツ需要の落ち込み等の影響に加えて、原材料価格の高騰や急激な円安の進行による仕入価格への影響は大きく、厳しい事業環境が続いております。このような経営環境のもと、当社では重点施策の遂行にあたり、以下の課題に取り組んでまいります。

(既存事業の更なる強化)

#### ① 来店客数の増加

顧客利便性の高い店舗立地や未出店地域への出店を推進し、また、魅力的かつ快適な店舗空間の演出に取り組めます。

#### ② 商品戦略

当社の商品戦略の根幹である「国内有数の幅広いオーダースーツ生地の商品揃え(注1)」を維持・強化していくため、オーダースーツ生地を企画から厳選し、魅力ある商品ラインナップを顧客に提供いたします。

また、「高いファッション性+お買い得感」を維持しながら、品質にも最大限こだわることで、お買い得感のある魅力的な商品を提供してまいります。(注2)

#### ③ 人材育成

顧客のニーズに的確にお応えして、また来たいと思っていただけるようなサービスを提供できるよう、従業員への教育・研修を強化し、接客力の向上に取り組めます。

(レディスオーダースーツの販売強化・オンラインオーダーサービスの強化)

#### ① レディスオーダースーツの販売強化

女性用ビジネスウェアの潜在需要を開拓するため、女性のニーズに対応する商品企画に取り組めます。

また、女性客への接客力向上のため、女性店舗従業員への教育・研修を強化し、女性客が快適にお買い物をしていただけるような店舗環境作りに取り組めます。

#### ② オンラインオーダーサービスの販売強化

オンラインオーダーサービスの売上拡大のため、オーダーコンテンツの充実とシステム連携による運営力の向上に取り組めます。

また、ネットマーケティングの活用(インターネット広告やFacebook、Instagram、LINE等のSNS)によりオムニチャネル戦略を推進し、実店舗への送客効果による店舗売上の拡大を図ります。

(システム開発による機能の強化)

顧客データの分析や業務効率を向上させるため、店頭受注システム、基幹システム、電子カルテシステムの機能強化を図ります。

(物流の効率化)

商品をお客様にスムーズにお渡しするため、生産委託工場から店舗への商品の流れを構築し、短期化かつコストを最小化できるよう、物流業務全般について改善を図ります。

(会員制度)

GS倶楽部及びGSアプリ倶楽部のサービスを拡充させることで顧客の利便性を高め、来店を促し、顧客満足度を向上させます。(注3)

(人事制度改革)

従業員満足度の向上や、従業員一人一人が日々成長・進化していくことができる人事制度の改革に取り組みます。

東京、大阪にトレーニングショップを設け、実際の店舗実務と同様のシチュエーションで従業員の教育、研修を行い、接客力向上を図っております。

(注1) 当社は、自ら選別した生地を直接調達することで、約5,000種類の品揃えを実現しております。

(注2) 価格帯については、当社は2着48,000円、1着38,000円からでありお買い得感のある価格を実現しております。

(注3) GS倶楽部及びGSアプリ倶楽部は、当社顧客の会員サービスであり、会員限定で特典やお得な情報を提供しております。



#### (4) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業部門	事業内容
G S カンパニー事業本部	メンズ、レディース、キッズ・ジュニアのオーダースーツ及びオーダーシャツ等の企画・販売

#### (5) 主要な事業所及び店舗 (2022年7月31日現在)

##### ①事業所

区分	所在地
本社	大阪市中央区
支社	東京支社：東京都中央区 九州支社：北九州市小倉北区

##### ②営業店舗

業態別	店舗数	所在地
GINZA Global Style	15	東京都、愛知県、大阪府、京都府、福岡県
GINZA Global Style COMFORT	9	北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県
Global Style	1	東京都
MARUNOUCHI Global Style	1	東京都
TANGOYA	4	福岡県、熊本県、鹿児島県

**(6) 使用人の状況**（2022年7月31日現在）

事業部門	使用人数	前事業年度末比増減
G S カンパニー事業本部	175 名	1名減
業務システム本部	30	5名増
ネットマーケティング本部	6	2名増
管理本部	12	3名減
合計	223	3名増

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

平均年齢	32.3歳	平均勤続年数	4.8年
------	-------	--------	------

**(7) 主要な借入先の状況**（2022年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,182百万円
株式会社商工組合中央金庫	591
株式会社紀陽銀行	240

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,751,372株 |
| (3) 株主数      | 596名       |
| (4) 大株主      |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 G S マ ネ ジ メ ン ト	382,000株	24.90%
田 城 弘 志	260,241	16.96
み ず ほ 成 長 支 援 第 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	88,400	5.76
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 6 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	62,000	4.04
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	61,900	4.03
中 尾 隆 友	60,400	3.94
田 丸 祥 一	50,070	3.26
鷹 岡 株 式 會 社	50,000	3.26
吉 田 招 代	30,000	1.96
株 式 会 社 イ ー エ ム ネ ッ ト ジ ャ パ ン	28,300	1.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を217,004株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年2月21日
新 株 予 約 権 の 数		1,075個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 107,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 52,100円 (1 株当たり 521円)
権 利 行 使 期 間		2020年4月17日から 2028年4月16日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 取 締 役 保 有 状 況 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,075個 107,500株 3名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社社会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他の正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者は、権利行使期間の開始日である2020年4月17日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれかの遅い日から行使できるものとする。
4. 新株予約権者は、新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1 個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年7月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 城 弘 志	
取 締 役	佛 圓 悠 馬	GSカンパニー事業本部長
取 締 役	名 本 育 広	管理本部長
取 締 役	吉 田 招 代	ネットマーケティング本部長
取 締 役	中 川 智 雄	業務システム本部長
取 締 役	井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所 所長 株式会社シャルレ 取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	小 田 切 智 美	株式会社シナプスイノベーション 取締役 BABY JOB株式会社 監査役
監 査 役	橋 本 匡 弘	大阪本町法律事務所 大阪市住吉区役所 顧問 大阪市住之江区役所 顧問 株式会社クレストアルファ 監査役 大阪港湾局 顧問 新成加工株式会社 監査役
監 査 役	田 附 貴 章	たづけ公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役井出久美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小田切智美氏、橋本匡弘氏、田附貴章氏は、社外監査役であります。
3. 取締役井出久美氏、監査役小田切智美氏、田附貴章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役橋本匡弘氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な見識と経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による法令違反や犯罪行為の場合には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年7月29日開催の臨時株主総会において、取締役については年額400百万円以内（決議時点の取締役の員数は5名）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内（決議時点の監査役の員数は2名）に定めると決議いただいております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決議することとしております。

なお、取締役の報酬体系につきましては、売上高を指標とした固定報酬と営業利益及び当期純利益を指標とした業績連動報酬（賞与）から構成されております。

監査役の報酬等の額につきましては、株主総会において承認された報酬額の限度内において、監査役間の協議の上で決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	150百万円 (5)	135百万円 (5)	15百万円 (-)	- (-)	6名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	18 (18)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	168 (23)	153 (23)	15 (-)	- (-)	9 (4)

(注) 業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益と当期純利益であり、その実績は営業利益548百万円、当期純利益343百万円であります。

業績連動報酬は、毎年の計画達成へのインセンティブを高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績目標の達成度に応じた賞与を毎年一定の時期に支給することとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井出 久美	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての経験と見識に基づき専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小田切 智美	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として法令及び定款等に基づき適法性の観点から適宜発言を行うなど、健全な経営のための適切な役割を果たしております。
監査役 橋本 匡弘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として法律上の観点から適宜発言を行っております。
監査役 田附 貴章	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,688,599	流動負債	3,322,216
現金及び預金	1,336,983	買掛金	369,906
受取手形	1,048	短期借入金	1,500,000
売掛金	321,891	1年内償還予定の社債	60,000
商品及び製品	164,814	1年内返済予定の長期借入金	195,974
仕掛品	61,085	リース債	137,336
原材料及び貯蔵品	1,732,262	未払費用	151,112
前払費用	66,429	未払法人税等	82,347
その他	14,581	未払法負	138,557
貸倒引当金	△10,496	契約負債	179,812
固定資産	2,992,762	前受り	444,391
有形固定資産	2,193,629	預り	12,294
建物(純額)	1,382,431	前受り	5,684
車両運搬具(純額)	772	役員賞与引当金	15,000
工具、器具及び備品(純額)	379,802	投資除く債	5,572
土地	410,416	その他の	24,226
リース資産(純額)	465	固定負債	1,753,468
建設仮勘定	19,741	社長期借入金	170,000
無形固定資産	124,846	リース借入金	1,017,232
のれん	16,952	繰延税金負債	188,377
ソフトウェア	27,725	退職給付引当金	16,659
その他	80,168	資産除去債	53,671
投資その他の資産	674,286	その他の	159,953
投資有価証券	380	負債合計	5,075,685
出資金	3,830	(純資産の部)	
従業員に対する長期貸付金	153	株主資本	1,605,285
破産更生債権等	1,816	資本剰余金	80,000
長期前払費用	21,655	資本準備金	143,381
敷金	648,267	資本剰余金	26,634
貸倒引当金	△1,816	その他資本剰余金	116,747
資産合計	6,681,362	利益剰余金	1,598,938
		利益準備金	112,500
		その他利益剰余金	1,486,438
		固定資産圧縮積立金	213,130
		繰越利益剰余金	1,273,307
		自己株	△217,033
		評価・換算差額等	391
		繰延ヘッジ損益	391
		純資産合計	1,605,677
		負債純資産合計	6,681,362

# 損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,093,584
売上総利益	4,241,139
営業利益	4,852,444
経常利益	4,303,477
税引前当期純利益	548,967
受取利息	18
受取配当	114
受取替料	975
受取売却	53,896
受取の他	10,972
営業外費用	5,596
支払利息	28,831
支払購入原費	13,632
支払手数料	5,439
支払費用償却	2,734
支払の他	7,421
経常外利益	2,931
特別利益	60,990
協賛収入	1,723
資産除去債務戻入	1,381
特別損失	3,104
固定資産除却	709
減損	9,149
損失	9,859
税引前当期純利益	552,795
法人税、住民税及び事業税	194,979
法人税等調整額	14,761
当期純利益	209,741
	343,054

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月14日

タンゴヤ株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員    公認会計士    田邊   太郎  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員    公認会計士    平塚   博路  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タンゴヤ株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして事業報告に記載されている会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月16日

タンゴヤ株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外） 小 田 切 智 美 ㊟  
社外監査役 橋 本 匡 弘 ㊟  
社外監査役 田 附 貴 章 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第75期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円といたしたいと存じます。

その内訳	普通配当	22円
	記念配当	20円

なお、この場合の配当総額は64,443,456円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) ブランド力強化のための商号変更

商号を、当社のストアブランドである「グローバルスタイル」と統一することで、より一層のブランド価値及び認知度の向上を図るため、「タンゴヤ株式会社」から新商号「グローバルスタイル株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年11月1日とし、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

#### (2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>タンゴヤ株式会社</u> と称し、英文では <u>TANGOYA CO.,LTD.</u> と表示する。</p> <p>第2条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>グローバルスタイル株式会社</u> と称し、英文では <u>Global Style Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第15条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報につ いて電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求をした株主に対して交付する書面に記 載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(商号変更の効力発生)</u></p> <p>第1条 定款第1条 (商号) の変更は、 2022年11月1日に効力が生じるものとし る。なお、本条の規定は、定款第1条 (商 号) の変更の効力発生日経過後にこれを削 除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措 置)</u></p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の 日を株主総会の日とする株主総会につい ては、定款第14条 (株主総会参考書類等のイ ンターネット開示とみなし提供) は、なお 効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6 か月を経過した日または前項の株主総会 の日から3か月を経過した日のいずれか遅い 日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	たしろ ひろし 田城 弘志 1965年 3月15日生	1988年 4月 株式会社幸福銀行入行 2000年 2月 株式会社オンリー入社 2000年 9月 同社取締役管理本部長 2001年 9月 同社常務取締役企画管理部長 2002年 9月 同社常務取締役商品物流部長 2003年 9月 同社常務取締役管理本部長 2004年 9月 株式会社オンリーファクトリー 監査役 2005年12月 株式会社オンリーコントラクト 代表取締役社長 2006年 8月 株式会社スーパーCFO 代表取締役社長 2008年 9月 株式会社デパーチュア取締役 2013年 7月 当社取締役 2015年12月 当社代表取締役副社長 2015年12月 タンゴヤホールディングス株式会 社代表取締役 2017年 4月 当社代表取締役社長（現任） 2018年 4月 株式会社GSマネジメント 代表取締役社長（現任）	260,241株
<p><b>【選任理由】</b> 田城弘志氏は、2015年に当社代表取締役就任以降、事業環境を見極めた経営方針及び戦略により、当社の業績拡大を推進してまいりました。同氏は、当社経営全般に関する豊富な経験と卓越した知見を有しております。今後も当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式の数
2	ぶつえん ゆうま 佛圓 悠馬  1978年 4月7日生	2000年 4月 株式会社オンリー入社 2004年10月 オークニジャパン株式会社入社 2007年 3月 株式会社OFFICE MITT入社 2011年 2月 株式会社デパーチュア入社 2013年 3月 当社GSカンパニー首都圏エリア マネージャー兼銀座本店店長  2015年11月 当社営業部マネージャー 2016年 3月 当社営業部部长 2017年 5月 当社取締役GSカンパニー事業本 部長 (現任)	20,000株
		<b>【選任理由】</b> 佛圓悠馬氏は、当社経営に携わっており、主に店舗運営、商品戦略における豊富な経験と知見を有しており、その見識は今後も、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
3	なもと いくひろ 名本 育広  1981年 7月25日生	2004年 4月 タキヒヨー株式会社入社 2012年 9月 株式会社リンクアンドモチベー ション入社 2014年 3月 当社入社 当社GSカンパニー商品部 2015年 2月 当社GSカンパニー経営企画室長 2016年 4月 当社GSカンパニー管理部長 2017年 6月 当社管理本部副本部長 2018年 2月 当社取締役管理本部長兼経営企画 室長 2020年 7月 当社取締役管理本部長 (現任)	10,000株
		<b>【選任理由】</b> 名本育広氏は、当社経営に携わっており、主に管理部門での豊富な経験を有しており、その見識は今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式の数
4	よしだ あきよ 吉田 招代 1991年 1月12日生	2013年 4月 株式会社イーエムネット（現：株 式会社イーエムネットジャパン） 入社 2015年 4月 ダイヤモンドヘッド株式会社入社 2015年12月 当社入社 当社GSカンパニーネットマーケ ティング室長 2017年 2月 当社GSカンパニーネットマーケ ティング部長 2018年 2月 当社取締役ネットマーケティング 本部長（現任）	30,000株
		<b>【選任理由】</b> 吉田招代氏は、当社経営に携わっており、インターネットを利用したマーケティング 領域における豊富な経験と幅広い知見を有しており、その見識は今後も、当社の経営 に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであり ます。	
5	なかがわ ともお 中川 智雄 1974年 12月15日生	1995年 3月 株式会社オンリー入社 2006年 9月 同社執行役員マーケティング部長 2013年 9月 同社営業・商品本部部長 2018年 6月 当社入社 当社ネットマーケティング本部 カスタマープロモーション室長 2018年 8月 当社カスタマープロモーション室 長兼社長室長 2018年10月 当社GSカンパニー事業本部 生産情報システム部長 2019年 8月 当社取締役業務システム本部長 （現任）	3,300株
		<b>【選任理由】</b> 中川智雄氏は、当社経営に携わっており、システム開発における豊富な経験と幅広い 知見を有しており、その見識は今後も、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続 き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	い で く み 井出 久美 1964年 12月11日生	1991年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 1995年 8月 公認会計士登録 2008年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) シニアマネージャー 2011年10月 井出久美公認会計士事務所所長 (現任) 2013年 6月 株式会社シャルレ監査役 2017年 5月 当社取締役 (現任) 2021年 6月 株式会社シャルレ取締役 (監査等委員) (現任)	15,000株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>井出久美氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 井出久美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井出久美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年5か月となります。
4. 当社は、井出久美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
- また、当該契約は同氏の再任が承認された場合においても同内容での継続を予定しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告14頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年7月29日開催の当社臨時株主総会において、年額400百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は3%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告14頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が原案どおり得られた場合でも同様となります。

#### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立してい

ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役(特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



- 交通**
- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
  - 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
  - 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分  
27号出口（地下道直結）
  - 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

**お願い** 当社専用の駐車場はございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

